

エネルギーの使用の合理化に関する法律の一部を改正する法律の施行
に伴う関係告示の制定に関するパブリックコメントの募集について

平成 20 年 11 月 20 日
国 土 交 通 省
経 済 産 業 省

1 . 趣旨

エネルギーの使用の合理化に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、
関係告示の案を作成致しました。

つきましては、下記要領のとおり、広く国民の皆様からご意見を賜るべく、
本件に対する意見を下記のとおり募集致します。

2 . 意見募集の対象

今回意見募集の対象となる案は、別紙のとおりです。

3 . 意見の募集方法

意見募集要領（別紙）のとおり実施します。

募集期間：平成 20 年 11 月 20 日（木）～平成 20 年 12 月 19 日（金）

4 . 内容の公開

ホームページへの掲載

窓口（国土交通省住宅局建築指導課又は資源エネルギー庁省エネルギー対
策）での配布

5 . 問い合わせ先

住宅局建築指導課（内線 39536）

経済産業省資源エネルギー庁省エネルギー対策（代表 03-3501-1511）

エネルギーの使用の合理化に関する法律の一部を改正する法律の施行 に伴う関係告示の制定に関するパブリックコメントの募集要領

意見募集対象

平成十一年通商産業省・建設省告示第一号（建築物に係るエネルギーの使用の合理化に関する建築主の判断の基準）の一部を改正する告示（案）

資料入手方法

- (1) ホームページでの掲載
- (2) 窓口での配布

国土交通省住宅局建築指導課（東京都千代田区霞が関中央合同庁舎3号館2階）
又は
経済産業省資源エネルギー庁省エネルギー対策課
（東京都千代田区霞が関1-3-1経済産業省別館5階512）

意見募集期間

平成20年11月20日（木）～平成20年12月19日（金）

意見送付方法

別紙の意見提出用紙に記入のうえ、以下のいずれかの方法で国土交通省住宅局建築指導課又は資源エネルギー庁省エネルギー対策までご意見を日本語にて送付して下さい。（なお、電話によるご意見の受付は対応しかねますので、あらかじめ御了承下さい。）

- (1) F A X の場合 03-5253-1630
国土交通省建築指導課「パブリックコメント担当」宛
又は
03-3580-8439
資源エネルギー庁省エネルギー対策「パブリックコメント担当」宛
- (2) 郵送の場合 〒100-8918 東京都千代田区霞が関2-1-3
国土交通省住宅局建築指導課 パブリックコメント担当 宛
又は
〒100-8901 東京都千代田区霞が関1-3-1
資源エネルギー庁省エネルギー対策課パブリックコメント担当 宛
（「建築物に係るエネルギーの使用の合理化に関する建築主の判断の基準の改正案に対する意見」と明記して下さい。）
- (3) 電子メールの場合 メールアドレス：kenshi@mlit.go.jp
国土交通省建築指導課パブリックコメント担当宛
又は
メールアドレス：shouene-pub@meti.go.jp
資源エネルギー庁省エネルギー対策パブリックコメント担当宛
（電子メールの題名を「建築物に係るエネルギーの使用の合理化に関する建築主の判断の基準の改正案に対する意見」として下さい。）

注意事項

- ・電子メールでのご意見送付の場合はテキスト形式としてください。
- ・皆様から頂きましたご意見につきましては、最終的な決定における参考とさせていただきます。なお、頂いたご意見に対しての個別の回答はいたしかねますので、予めその旨ご了承願います。いただいたご意見は、住所、電話番号、電子メールアドレスを除き公開される可能性があることをご承知おき下さい。

国土交通省住宅局建築指導課 パブリックコメント担当 宛

又は

資源エネルギー庁省エネルギー対策 パブリックコメント担当 宛

エネルギーの使用の合理化に関する法律の一部を改正する法律の施行
に伴う関係告示の制定に対する意見

氏 名	(フリガナ)
住 所	
所 属	(会社名) (部署名)
電 話 番 号	
電子メールアドレス	
ご 意 見	(対象部分：)